九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

カルロ・シゴニオ『民事裁判について』覚書 : 一六世紀人文主義者によるローマ民事裁判素描

田中, 実
南山大学法学部

https://doi.org/10.15017/3885

出版情報：法政研究. 70 (4), pp.423-455, 2004-03-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

カルロ・シゴニオ『民事裁判について』覚書

――一六世紀人文主義者によるローマ民事裁判素描――

田中　実

一　はじめに
二　献辞より
三　民事裁判の定義およびその法源（第一章から第六章）
四　法を宣言する者と法の宣言（第七章から第九章）
五　法律訴訟（legis actio）（第一〇章から第一七章）
六　法廷召喚から訴権の申立まで（第一八章から第二〇章）
七　訴権の行使（第二一章）
八　審判人および裁判の付与から判決の言渡まで（第二二章から第二九章）
九　おわりに

一　はじめに

ローマ法学は、一つには、『ローマ法大全』の法文釈義を行い大陸法学の議論をより精緻なものにする、時代や地域をこえて用いることのできる法的論拠や立論を抽出することと、いま一つには、古代ローマ法がいかに歴史的に形成されてきたかを明らかにし、古代社会の実相を解明すること、ひいては政治やその他の領域との緊張関係の中で法制度を批判的に位置づける視座を得ることを重要な課題としてきた。前者では民法の諸制度に関心の重点がおかれ、[1] 後者ではローマの国制や裁判制度にも鋭い洞察がなされることになる。中世近世法学では前者の作業から始まり（註釈・注解学派）、ルネサンス以降、後者の作業が平行して行われ（復古学派、人文主義法学）、後者が前者へもインパクトを与えるようになった。[2] この二つの潮流が一九世紀の実証主義や今日のローマ法学へと連なっている。

本稿は、後者の作業にあたる古代ローマの民事裁判手続を叙述しようとするモデナの著名な人文主義者カルロ・シゴニオ（c.1522/23-1584）の興味深い試みである『民事裁判について』（『裁判について』全三巻の第一巻の第一章「民事裁判とは何であったか」から第三三章「不正な裁判について」まで）を紹介するものである。[3] ローマ民事訴訟法研究は一九世紀ガーイウス『法学提要』写本発見以後に飛躍的に発展しガーイウスからの知見を基盤にしているとされる。[4] そうだとするとガーイウス発見以前には、ローマ民事訴訟法はいかなる史料によってどのように把握されていたのであろうか。『ローマ法大全』のみに依拠しユースティーニアーヌス帝法段階の訴訟の叙述に終始していたのであろうか。この疑問を出発に、ここでは私の人文主義法学研究の一環として一六世紀の文献にあたることにした。この時代は、先に挙げたローマ法学の二つ目の研究方向が盛んになり、ユ帝以前の法の復元の試みがなされ、法学者にも非法律文献への関心が高まった時代である。民事訴訟法はユ帝法編纂にあたって実体法に比べ古典期法への復帰が目指されなかった領域であり、古法、共和政期法は勿論、古典期法でさえ復元がより困難である。[5] 加えてローマ訴訟法の解明は実体法以上

に非法律文献に依拠することが多いとされる。[6] そのため人文主義時代にローマの訴訟法が如何に叙述されていたかはなおさら興味をそそられるテーマである。シゴニオは史料を今日のように批判的に検討しているわけではなく、自身のローマ訴訟法観を明示しているわけでもない。しかし専門の法学教育を受けておらずむしろ古代の非法律文献の学識を誇る人文主義者が、[7] 非法律文献からの知識も駆使して専門的な用語や表現の正しい意味を把握しその背後にある現実を浮き彫りにするという手法で、[8][9] ローマ民事訴訟法を記述した作品について覚書を公にすることをお許し願いたい。

二　献辞より[10]

シゴニオはこの『裁判について』をローマの身分社会構造の変化を探る主著[11]に追加する形で著したのであるが、まずは彼がその趣旨を述べている献辞の前半部分を要約しよう。[12] 彼は冒頭で次のようなことを述べている。

ローマの学問のどの分野も（omnes disciplinae Romanae partes）実り豊かなものであるが、「裁判について」ほど人間生活に有用であると考えられている分野はない。この学問はユース ius が[13]不明瞭なときにそれをはっきりとさせるのに用いられたものであり、ユースとはそれが間断なく中庸を得た形で遵守されることが安定した真摯な国家社会と調和（solida omnino, syncera civilis societas, ac concordia）を維持することになるようなものであるからである。しかもこの分野を注意深く系統立てて勉強すると法学者の著作だけでなく弁論家や歴史家の書物を理解するのにも大いに役立つことになる。

このようにまずは法や裁判制度そのものの効用や重要性が説かれると同時に、裁判について正しい知識がローマの法学文献のみならず非法律文献の理解にも有用であることが指摘されている。そして次にローマの裁判を理解する際の事情が述べられている。

この分野は数多くの分類や定義によってまたそれにともなう数多くの方式（書）や訴権によってさらには裁判術とでも言うべきものによって混乱しており、それを教授しようとする者だけでなく実際に適用しようとする者たちをも悩ませてきた。ユ帝によって最終的には廃止されるのであるが、裁判の古来の方式（antiquae iudiciorum formulae）が人々によって放棄し始められたというのに、裁判自体は太古からの遺風やしきたりで（more atque instituto）行いたいと考えていた時代からのものについては特にそうである。[14] こうした状況なり構造（ratio）を知らないと、きちんと判断や区別がなされているローマ人の国家の素晴らしい部分の多くがわからなくなり、ラテン語の多くの言回し（Latine dicendi formae）の正確な知識がないと、古代のラテン語から尊厳や美しさが奪われてしまう。それ故に裁判の面で秀でていた古代の人々は、裁判権、裁判、法務官法についての立派な注解を書き残したのである。ローマの国が繁栄しているときの（Romana florente republica）裁判を行う個々の方式を明らかにすることによって、ローマ国民の法についての余の作品はより豊かにより明確なものになったのである。

シゴニオは、今日の枠組でいうと、古来の方式つまり法律訴訟の方式が改廃され始め方式書訴訟が用いられるようになる一方で、古来の遺風やしきたりの維持にも配慮がなされていた共和政期をこのように表現しているのであろうか。いずれにせよ彼はローマの裁判を理解するのがなぜ困難かを述べつつその重要性を強調している。そしてローマでの展開を正しく認識しラテン語の表現を正確に理解するという人文主義的な主張がはっきりと述べられているのである。

三　民事裁判の定義およびその法源（第一章から第六章）[15]

以下、章立ての順序に従って本文を要約しながら紹介しよう。

第一章。裁判とは「法を宣言する政務官であれその政務官によって任命された審判人であれ彼らが法に従って下した

判断」である。法に私法と公法とがあるように裁判には民事裁判（privata iudicia）と刑事裁判（publica iudicia）とがある。この区別には今日でも援用されるキケロー『カエキーナ弁護』（2.6）の有名な一文「すべての裁判は紛争を解決するか犯罪を罰する目的で考案されたものである」[16]が挙げられる。民事裁判とは民事紛争（controversiae privatae）についての裁定（decreta）つまり判決（sententiae）である。

第二章。民事裁判が行われる争訟（lites）・紛争は市民的とも民事的とも呼ばれる。前者は市民法に由来した言い方であり、後者は国民や国家に関するものではなく私人に関するものであることと、その訴権が国民の誰にでも成立するわけではなく特定の私人のためにのみ成立することからの言い方である。そして昔の法学者たち（prisci Iuriscon-sulti）は民事紛争を三つ、つまり人に関するもの、物に関するもの、債権債務関係に関するものに分類した。こうして第三章から第五章で今日でもなじみ深い法学提要型の分類に従いそれぞれに含まれる事項が説明されている。

第六章。民事裁判が依拠する規範は十二表法と十二表法以後の若干の法律と法務官告示である。十二表法はすべての私法を含んでいた。以後の法律はそれを補充するものである。シゴニオは典拠を挙げずにそれぞれの法律の内容を記している。挙げられているのは、千アス以上の遺贈または死因贈与をなすことを禁じたフーリウス法[17]、戸口調査を受ける女性は単独であれ共同であれ相続人に帰属する以上の遺贈をなしてはならないとするウォコーニウス法[18]、盗品が使用取得にかからないとするアティーニウス法[19]、後見人のいない者に法務官または護民官が後見人を選任するとするアティーリウス法[20]、一般不法行為法であるアクィーリウス法[21]、遺言相続人に相続財産の四分の一を確保するファルキディウス法[22]である。最後に民事裁判に関するユーリウス法が加えられているが、シゴニオは訴訟に関するものであったとされていると言及するのみである[23]。

続いて彼は告示の説明に移る。告示とは法務官および高等按察官が公職に就任する際に提示したlegesであり、個々の紛争について自身の在職中にはいかに法が宣言されることになるかを市民に知らせるものであった。彼らには成文法

律から逸脱する（a legibus scriptis discederent）ことが許されていたので、必要なときに成文法律の趣旨を押し進め法律を補充し改廃した。告示の効力は初期の頃はその政務官の在職期間中のみであった。挙げられるのは、キケロー『ウェッレース弾劾』（II.1.42.109）が告示は次年には失効し過去へも遡及せず「一年の限時法」と呼ばれていると指摘している箇所である。後に以前の告示が後任者の告示に移されるようになりこれが踏襲的告示と名づけられるようになったとしてシゴニオはここでも『ウェッレース弾劾』（II.1.44.114）の記述に頼る。[24] そしてハドリアーヌス帝の命によるユーリアーヌスの永久告示録の作成に言及する。以上がいわば法源論である。

四　法を宣言する者と法の宣言（第七章から第九章）[25]

第七章。こうした法源（シゴニオによれば十二表法、その後の制定法および告示）にいかなる法＝権利が書かれているかを判断したのは政務官であり、政務官は国民から権力を受け取っていることが確認される。自己の法＝権利を追求する者は法律に基づいて訴える（lege agere）と言われ、裁判を行う者は法を宣言する（ius dicere）と言われる。[26] 前者の権能は legis actio と後者の権能は iurisdictio と呼ばれた。法を宣言する裁判権は最初は王に帰属し、次いで執政官に最後に法務官と高等按察官へと移っていった。歴史的な展開についてはディオニーシウス『古代ローマ史』とリーウィウスが典拠として用いられる。王や執政官などの裁判権行使の証左として、例えばリーウィウスの箇所「セルウィウス・トゥリウスの命をきくように。彼が裁判を行いその他の王の努めを果たすであろう」（I.41.5）「執政官アッピウスはできる限り厳酷に貸金について法を宣言する」（II.27.1）「十人官の各人が十日毎に国民に法を判断（ius reddere）した」などが挙げられている。ところが切迫した戦争のため政務官が国を離れるとき、法を判断できる者がいなくなることのないようにローマ市内で法を宣言する法務官が作られるようになった。さらに外国人の多くが法＝裁判を求めて

ローマ市にやってきたので、市民掛法務官とならんで外人掛法務官が設置された。いずれを担当するかは籤によった。さらに按察官も設置された。法務官は自身の裁判権を委任することが可能であった。彼は標章で飾られ（insignibus ornati）、特定の場所、期日、時間に法を宣言した。標章とは、紫の縁どりのなされた緋の上衣（praetexta）、象牙椅子（sella curulis）、槍（hasta）[27]、書記（scribae）、廷丁（accensi）、先駆警吏（lictores）といった従者（ministri）のことである。権力を象徴するこうした視覚的な標章は重要であり、D. 3. 1. 1. 5でウルピアーヌスは両眼失明者が他人のために訴訟を申立てることができないことの理由を標章が見えないため敬意を欠く虞があるからとしている。就任式は一月一日にカピトーリウムの丘でなされた。法務官は先駆警吏二人を用いるものとすると定めるのは（プ）ラエトーリウス法である。[28] 法の宣言は日没までとされ、廷丁は時を告げるのに先駆警吏は強制するのに用いられる。法が宣言されるのは一段高い席（tribunal）からに限られず、前述の椅子がおかれれば平地であることもあった。フォールム・ロマールムの一部であるコミティウムには演壇（rostra）があった。[29]

次にパウルスD. 1. 1. 11などからユース（ius）には法を宣言する場所の意味があることが指摘される。法の宣言が可能な開廷日（dies fasti）と不可能な休廷日（dies nefasti）の区別もウァッロ（6.29-30）やオウィディウス『祭暦』（1.47）などから説明される。開廷日にのみ発することができる法務官の厳かな言葉とは、「余は与える」（do）「余は宣言する」（dico）「余は裁定付与する」（addico）である。「余は宣言する」（dico）と言われたのは、例えば自由身分の宣言や、特示命令の場合であり、「余は裁定付与する」（addico）と述べたのは、法廷譲与、家父権免除、他権者養子縁組の場合である。「余は与える」（do）と述べたのは、遺産占有・暫定的な占有（vindiciae）付与、訴権・訴訟（actio, iudicium）付与の場合である。すべてのiurisdictioはこの三つの文言のいずれかで閉じられた。法務官のiurisdictioとは、訴訟・訴権、審判人または審理員を与えることである。市民掛法務官の職権については、キケロー『ウェッレース弾劾』（II.52.137）における人々の請求から、法＝裁判、裁決、訴権を与え、占有を与え占有を奪い、財産を裁定付

与することであったことがわかる。市民掛・外人掛法務官は互いに拒否権を行使できた。[30] これに対して按察官の裁判権のことははっきりしないとされる。ユ帝法以外の資料が少ないということであろう。

第八章。裁判・訴訟を行う（iudicium exercere）のは法務官だけでなく訴訟審理十人官（decemviri stilitibus iudicandis）もであった。[31] これは、（カッシウス・）ディオーが挙げている四つの政務官職の一つであるが、シゴニオは他に碑文やスエートーニウス『ローマ皇帝伝』「アウグストゥス」（36）も挙げている。

第九章。次に政務官がどのように法を宣言したかが具体的に描かれていく。

「法律に基づいて訴える」（lege agere）とは、法律に含まれることを法務官といった裁判権を有している者の面前で法廷で行うこと（in iure obire）であり、これはつまり取戻訴訟、法廷譲与、家父権免除、他権者養子縁組、奴隷解放、後見人・遺産占有・特示命令・訴権の申請のことである。法律訴訟とは訴えの方式であって（legis actiones formulae fuerunt agendi）最初は神官が発給していたが、それからアッピウス・クラウディウスの書記であるフラーウィウスがアッピウスからその整理されたものを公にしたとする。[32] 法律訴訟と言われる理由は十二表法が私的に（民事で）訴える方式を規定していたからである。方式が厳格であったことについては法学者の知識を揶揄しているキケロー『ムーレーナ弁護』の有名な箇所（13.25, 29）や同[33]『ピリッピカ』（9.5.11）が挙げられている。

このようにシゴニオは神聖賭金による法律訴訟、通告による法律訴訟、審判人または裁定人申請による法律訴訟などに分類されたガーイウス『法学提要』にみられる法律訴訟の概念を知らない。神官による訴訟方式の知識の独占が破られるエピソードは今日同様に語られている。彼は法律訴訟という名称の起源を方式が十二表法に定められていたことに求める一方で、先の法源論で法務官の告示も leges と称したことに対応してか、法律訴訟を方式書訴訟に対立するものではなく広く捉えている。そして以下のように個別に説明を行うのである。

五　法律訴訟（legis actio）（第一〇章から第一七章）[34]

第一〇章。法律訴訟の説明で最初にくるのは所有物取戻訴訟（vindicatio）である。ガーイウスに基づくボエーティウスによれば、取戻を請求する者が法廷で奴隷を摑んで「余はこの奴隷がクィリーテースの法に基づいて余のものであると主張する」と述べ、法務官が請求された者に尋ね、反対に相手方がその奴隷は自分のものであると主張したとき訴訟がはじまる。これについては後に詳しく説明される。これに対して相手方が沈黙したときは法廷譲与（in iure cessio）と言われる。これは法務官の裁定付与の一つである。

第一一章から第一三章。家父権免除も法律訴訟に含められなければならない。シゴニオは、D. 1. 7. 4「legis actio の管轄権のある政務官は息子を家父権免除し養子として与えることができる」を挙げている。[35] そして仮装売買たる三回の握取行為による家父権免除が解説される。[36] 他権者養子縁組については今日でも重要な史料であるゲッリウス（V.19.3）が援用され、[37] スエートーニウス「アウグストゥス」（64）、キケロー『善と悪の究極について』（1.24）の表現が付け加えられている。奴隷解放も法律訴訟の中に入る。他方、執政官格総督の iurisdictio は訴訟事件ではなく非訟事件のみであるとするが、それに家父権免除、他権者養子縁組、奴隷解放を挙げる。そして免除も解放も裁判権のない地方事務官の面前ではなすことができないという内容のマルキアーヌス D. 1. 16. 2pr.法文を援用する。次に奴隷解放の手順が述べられる。申立日に解放が申立てられ審理日に審理がなされたうえで、法務官の面前で解放したい奴隷の頭または四肢を摑んで「余はこの者が自由であることを欲する」と述べて手を放した。そして法務官が「彼は自由であると余は宣言する」と述べ、彼と先駆警吏の象徴的行為がなされる。これは、「余は宣言する」という裁判権行使の一つであるが、高い場所たる裁判所（tribunal）で行う必要はなく D. 40. 2. 7 にあるように政務官の入浴中でさえ可能である。

第一四章および第一五章。さらに D. 2. 1. 1 から、法を宣言する者の職務として、後見人の任命、遺産占有の付与

が挙げられる。前者についてはキケロー『ウェッレース弾劾』(II.1.50.131) が男女を問わず未成年者（後見人を要する者）は「法務官にとって餌食である」としていることも挙げられる。これは「余は与える」という文言による裁判権の一つである。遺産占有については、法務官が裁量によって「与える」ものであるとし、これが市民法の修正であることが確認される。無遺言相続の場合も遺言相続の場合にも修正がなされる。これには、市民法上の遺言のルールに反するものとして、後生子の相続人指定を有効とするものと解放奴隷の遺産に対する保護者の権利を承認するものという二つがある。そして無遺言相続順位を変更する八つの遺産占有が列挙される。[38]

第一六章。次に特示命令の説明がなされる。特示命令とは特に占有または準占有をめぐる争いについて、法務官が審判人の審理に委ねるべきでないと思料し自らに留保した事件を自らの命令権に基づいて下した裁定である。そして特示命令というのは固有の方式にその基礎があり、暴力に基づく特示命令は告示に言及されていた。これは訴訟の最初に来るべきもの (quasi principium) である。所有物取戻訴権を行使しようとする者は特示命令によって占有を取得し訴訟を有利にすすめることができないかをまず考慮すべきであったからである (D. 6. 1. 24)。これについては後でも詳しく述べられる。このために特示命令をなす（特示命令を申立てる）ことinterdicereも法律訴訟の一つと見るのが正しい。[39] 特示命令には、神聖物、宗教物、公物についてのものと、私有物に関するものとがある。後者には、占有を取得、保持、回復するものがある。そしてある者が悪意で保持している自由人の提示訴権 (D. 43 . 29) などもこの占有の問題として挙げられている。保持については不動産に関するものと動産に関するものに分類される。[40]

第一七章。法律訴訟の説明の最後が訴権 (actio) についてであり、訴権付与の申立 (postulatio) の前に法廷召喚 (in ius vocatio) そして訴権の開示 (editio) が先行するとされる。そしてactioとは何かが説明される。ユ帝は「自らに帰属するものを訴訟において追求する権利である」と定義しているが、シゴニオは、actioとは自らに帰属しているものを審判人のもとで請求するという、法務官から受取った権能であると説明し、さらにこの権利だけでなく追求自

体がactioと呼ばれるとする。以下、対物訴権と対人訴権、対物・対人の両方の性質を持つ訴権（遺産分割・共有物分割・境界確定訴権）、市民法上の訴権と名誉法上の訴権、物追求訴権、罰訴権と混合訴権、単額訴権と倍額訴権、債権を全額請求する訴権と限定される訴権、厳正訴権と誠意訴権といった今日でも馴染み深い七通りの分類が続く。

六　法廷召喚から訴権の申立まで（第一八章から第二〇章）[41]

第一八章。次に裁判手続が順をおって解説される。法廷召喚をなす前段階で同輩の間での非公式紛争解決手段がローマにあったことが、リーウィウス「事件が同輩の間で解決されなかったので法務官のもとに赴いた」（IV. 9）、キケロ『クィンクティウス弁護』（11.38）や『カエキーナ弁護』（2.6）から指摘される。当事者が合意にいたらなければ法廷召喚がなされる。召喚とその制約についてはD. 2. 4の法文が掲載される。相手方が召喚に応じなければ居合わせる者の耳を摑んでその者に証人になることを要請した上で（licet ne antestari）相手方に手をかけて彼を法務官のところへ連れて行った。十二表法がこれを認めていたとしてその文言が紹介される。[42] 法廷召喚に関する条文の復元にはキケロ『法律について』（II.4.9）やポルピリオス『ホラーティウス注解』（1.9.76）などが挙げられる。[43] 実際にこの手続がローマ人に馴染みのものであったことは、プラウトゥス『ペルシア人』（4. 9. 745-748）のトルダルスとサトゥリオのやりとりやホラーティウス『風刺詩』（1.9.74-76）からわかる。歴史的な記録としては、自由人たる処女を奴隷であると主張して連行しようとする者が法廷召喚を通告し、彼女がそれに応じることになる事件を伝えるリーウィウス（III. 44.5-9）[44] が挙げられている。D. 2. 4. 18, 21から家宅にある者の連行が許されないことも説明され、続いて正当事由のない召喚拒絶者の財産に対する占有と売却の告示さらにその手続が紹介される。

第一九章。被召喚者が法廷に出頭したとき原告は自身が行使する予定の訴権を開示した。この開示の理由をシゴニオ

は複数の訴権が競合する場合があることに求めている。彼は、訴権競合の例として『カエキーナ弁護』(12. 35) やアクィーリウス法とコルネーリウス法についてのテオピルス『法学提要』第四巻さらに盗人を相手方とする三つの訴権の競合を述べるユ帝『法学提要』などを挙げる。そしてキケロー『カエキーナ弁護』(3.8) を引いて、訴権の選択権は法務官ではなく請求者にあったとする。法廷外での開示はどうか。相手方が訴権の開示を要求するのに対して「法務官のところで述べよう」としているプラウトゥス『ペルシア人』(4.9.745-746) のやりとりが示されその場で開示されない例が挙げられる。他方でキケロー『ウェッレース弾劾』(II.27.68-69) において、アギュリウム市民が悪辣なアプローニウスに「いかなる文言で審判員に訴えるつもりか」と尋ね、アプローニウスが「『もし告示に反してなしたことが明らかならば』という訴訟によってである」と答えている法廷外での開示の例も挙げている。開示そのものはD. 2. 13. 1pr., 1, 2の原文がそのまま紹介されている。

第二〇章。訴権が開示された後、原告は法務官に訴訟 (actio)、裁判 (審判手続 iudicium) を申立てた。申立 (postulatio) についてはD. 3. 1. 1. 2に「申立をなすとは、自身のまたは自身の友人の要求を、法廷で裁判権を主宰する者の面前で陳述しまたは相手方の請求に抗弁することである」という定義がある。そして申立が許されない人的関係が説明される。このように訴権が相手方に開示され申立がなされた後に法務官から訴訟が獲得されると、通例の場合、原告は方式に則って明後日に再出頭することを被告に保証させた、つまり再出頭担保人ないし保証人を要求した (vadabatur reum; id est, vades, sive sponsores petebat)。この契約は専門家の関与のもとにされていたことの証左としてカエサルが「自分と一緒に多くの者がいるのに vadimonium を作成する者がいなかった」と言っていたとするキケロー『弟クィントゥス宛書簡』(18 (2.14). 3) を挙げている。[45] ここで用いられる動詞 vador の用例は、ケチなエウクリオが料理をさらった鳶さえも訴えようとしたというプラウトゥス『黄金の壺』(2.4.317-319) の描写からとられている。さらにスキピオが期日と場所を再出頭問答契約でどのように定めるように命じるのか野営で尋ねられたところ、

これから征服する予定の町を指して「明後日あの場所に出頭せよ」と命じ、予定どおりに町を征服しその町で法を宣言したという痛快なエピソードを伝えるゲッリウス（VI.1.8-11）を挙げている。[46] この間には和解の可能性がある。

ちなみに vadimonium は元来は公判が延期されたとき次の召喚手続を不要にするために利用された。ところが訴訟を与えた後に法務官が被告にこの担保問答契約を強制した。シゴニオの説明はこの後者の意味で用いられている。しかしこれがそもそも最初に法務官のもとに出頭するための召喚手続に代わって当事者によって用いられるようにもなった。[47] シゴニオの挙げているプラウトゥスはむしろこの例と理解できよう。

七　訴権の行使（第二一章）[48]

第二一章。次は訴権の行使について（de intentione actionis, sive litis）という比較的長い章である。シゴニオの用いる legis actio 概念が今日理解されている法律訴訟と同じ意味ではなかったように、この章での intentio は、方式書中の一構成部分（請求の表示）の概念に対応する場合もあるが、法務官によって付与された訴権を行使すること actionem intendere を意味している。

さて通常は明後日と設定された期日に被告が出頭しないと敗訴となった。不出頭による敗訴については、カリグラが都からガリアに家財道具を大量に送らせるための車や荷獣を徴発したため法廷への出頭ができず敗訴者が数多く出たとするスエートーニウス「カリグラ」（39）の記述やホラーティウス『風刺詩』（1. 9. 35-37）が挙げらる。そして被告不出頭の場合、法務官は告示に基づいて原告に対して被告の財産占有を命じた。これは再出頭の担保問答契約をなしたのに相手方が出頭せず自分は出頭したことを証明することによって、出頭者が告示に基づいて財産を占有するという手続であるが、キケロー『クィンクティウス弁護』（14. 46）（6. 25）[49] に示されている。これに対して両当事者が出頭す

る場合、被告は「汝は何を主張するのか」と尋ね、原告は自分が請求しようとする訴権の性質が要請するところに応じて、例えば「余は汝の占有する土地が余のものであると主張する」や「余に与えなすことを要すると余は主張する」と述べる。このvadimoniumに基づく出頭の際の表現については、今日の校訂版とは若干異なるがプラウトゥス『クルクリオ』(1.3.162)の諧謔的なやりとりが参照される。原告のこの解答は請求の表示を内容としており、この請求の表示はそれぞれ固有の方式(書)に含まれていた。[50] 従ってこの方式の知識が必要となる。これについてはキケローが法学者の知識を揶揄している箇所『弁論家について』(I.38.173-175)とインユーリアの種類や訴権・訴訟の方法について誤らないように法や方式が整備されていることについて述べている箇所『(喜劇俳優)クィントゥス・ロスキウス弁護』(8.24)が挙げられる。シゴニオは、煩瑣であるが個々の訴権における方式について説明をしなければならず、とりわけ重要なのはvindicatioであるとする。

(広義の)取戻訴訟(actio vindicationis)には占有(possessio)のものと所有権(dominium)のものとがある。占有とはこの場合建物または土地のような物のususのことをいい、本来的にはvindiciaeと呼ばれている。[51] 暫定的な占有がいずれの当事者にあるのか不確定であるときには、所有権についての争いの前にこの占有について争われたのである。[52] この占有確定に、占有の取得・保持・回復についての特示命令の申立がなされる。回復の特示命令は暴力によって奪われた者のためのものである。この暴力には仮装の暴力が含まれた。法廷で係争物に手をおく(manum conserere)、例えば奴隷に手をおくというのが仮装の暴力である。被告が「汝は何を主張するのか」と尋ね、占有の請求者は「余はこの奴隷がクィリーテースの法に基づいて余のものであると主張し、そのvindiciaeが余に与えられるように申立てる」と述べる。そして相手方が沈黙するならば、裁判終了まで暫定的にその申立人に奴隷が裁定付与される。相手方が「余もまたこの奴隷が余のものであると述べ、そのvindiciaeが余に保持されることを申立てる」とした場合、法務官が間に入って「余(本職)は暴力によらず隠秘にでもなく容仮的にでもなく占有する者にvindiciaeを与える」と述べ

る。目的物が不動産であり法務官が現地へ赴けない場合の手続については、ゲッリウス（XX.10.1-9）の説明が引用され、[53] 土地からとって来られた土塊をフェストゥスがvindiciaeと呼んでいることも挙げている。[54] この場合原告は法廷でその土塊を持ちながら申立て、法務官は「余（本職）は彼が暴力によらず隠秘にでもなく容仮的にでもなく占有していたとき汝が奪ったので返還を命じる」として暫定的な占有を確定する。いま一つ仮装の暴力としては遺風から生じたものもある。カエキーナがこの手続を行おうとしたことがキケロー『カエキーナ弁護』（10.27）（10.32）で述べられている。[55] カエキーナをどう解釈するかはともかく、ここでシゴニオはconserere manumや現地から土塊を法廷に運び主張する手続を本権訴訟ではなく占有確定の段階のものとして理解している。

そして所有権についての訴訟は、この占有者に対して占有を排除された者またはそもそも占有のなかった者によって提起されることになる。そして相手方が否認すれば神聖賭金を要求することになるのである。[56] 相手方がvindicareするときその相手方は「余も同じ奴隷がクィリーテースの法に基づいて余のものであると主張するが、汝はいかなる原因でvindicareするのかを述べないのか」と主張し尋ね、原告が原因を述べることになった。[57] シゴニオはこの箇所でキケロー『弁論家について』（I.10.41-42）を挙げる。弁論家はあらゆる主題の論争を最も知識豊かに扱うことができるとのクラッススの主張に対して、スカエウォラが、弁論家は例えば市民法の知識については素人同然でありこの主張によって哲学者など他分野の専門家の占有を侵害したということで訴えられるであろうと表現している箇所である。キケローの表現は、「他人の占有地に汝があまりに軽率に侵入したという理由で、特示命令で汝と争うか、または手をおくために汝を法廷から〔係争地へと〕召喚することになる数多くの者たちの余は先頭に立つであろう。実際、まずはピータゴラース学派〔とデーモクリトス学派〕のすべての者が汝に対して法律訴訟を行い、〔ほかの自然哲学者も法廷で〕所有物取戻訴訟を起こすであろう」（〔　〕はシゴニオでは欠落）である。[58]

ちなみに暫定的な占有を認められた者はその占有をより劣ったものにしない旨の保証をしなければならなかった。そ

の後に神聖賭金（sacramentum）の説明がある。そしてこの賭金について互いになす問答契約は誓約（sponsio）と呼ばれた。この証拠としてはウァッロ（6.70）とキケロー『ウェッレース弾劾』（II.1.45.115）が紹介される。[59] 神聖賭金についてはフェストゥスの定義が挙げられる。[60] そしてパピーリウス法以後は、法を宣言する市民掛法務官が保安三人官（tresviri capitales）を導入し、もはや予め支払われる必要のなかった神聖賭金をこの三人が請求したと考えられる。[61] そしてアス銅貨を神官に託したのである。以下、神聖賭金の誓約の具体的例が挙げられる。ウァレリウス・マキシムス『著名言行録』（II.8.2）にある、凱旋式請求をめぐるウァレリウスとルタティウスのやりとり、マクロービウスにある、クレオパトラとアントニウスの日常会話でのやりとり、キケロー『クィンクティウス弁護』（8.30）『（喜劇俳優）クィントゥス・ロスキウス弁護』（3.14）などである。こうして担保（auctoritas）、保証（satisdatio）、神聖賭金（sacramentum）、誓約（sponsio）が具体的に示される。

本権訴訟の式語は次のようになる。請求者が「余はこの土地がクィリーテース法によって余のものであると主張する」と述べ、否認する占有者は「余もクィリーテース法によって汝のものではなく余のものであると主張する」と述べる。そして請求者は「汝が占有をより悪くすることのないことを保証せよ」と求め、さらに「この土地が余のものであれば五百を誓約するか」と述べ、占有者は「余はこの土地が汝のものであれば五百を誓約する」と答える。そして反対の問答契約がなされる。「汝もこの土地が汝のものでなければ同額を誓約するか」と述べ、請求者が「この土地が余のものでなければ誓約する」と答える。

次に、相手方の主張を全面的に否認するのではなくnisi文を入れる例が挙げられる。「遺言が作成され（そこで汝に遺贈がなされ）ているのでなければ相続財産は汝のものではなく余のものである」がそうである。そしてこの内容で神聖賭金の誓約がなされる。このようにこの段階で抗弁の挿入が考えられている。無体物の場合には肯定的な請求のみならず否認訴権もあった。「余は余の土地の用益権（または通行権）が汝のものではないと主張する」がそうである。ま

た自由身分から奴隷身分へ、奴隷身分から自由身分への主張も再現されている。ここでは、ディオニーシウスやリーウィウスが言及している十二表法の規定のほか、リーウィウス（III.44.5, 12）が述べられている、平民の娘をわがものとしようとするアッピウス・クラウディウスの奴隷身分復帰の請求と、自由身分の確認（自由身分の留保 vindiciae）の要求に用いられた表現が確認される。[62] 以上が広い意味でのウィンディカーティオーの説明である。

次にコンディクティオーの説明に移る。シゴニオによればコンディクティオーとはある人に一定の給付を請求するもので、契約に基づくものと不法行為に基づくものとがあったとする。しかしactioとの違いなどの説明はない。これにも「余が二五歳未満でないときは」といった抗弁が存在したとし、ここではプラウトゥスの喜劇『あみづな』（5.3）が引かれている。盗のコンディクティオーとは、盗人自身を相手方とし「汝が余から盗んだ衣服は余のものであり」と盗について言及がなされているものであり、盗について言及せず占有者を相手方とする取戻訴権とは異なる。

次に対物と対人訴権の側面を持つ遺産分割・共有物分割・境界確定訴権が挙げられ、続いて不法行為訴権が説明される。そして被告否認の場合のアクィーリウス法訴権や濫訴に基づく訴権など倍額訴権が挙げられる。さらに特有財産をめぐる訴訟など全額ではなく請求のなしうる範囲が限定されるもの、奴隷や息子を原因とする、主人や家父に対する訴権、付加的性質の訴権といった分類、加害訴権、専決訴権といった分類を説明する。これらの分類の説明は今日の通常の入門書の解説と大きく異なるところはない。誠意訴権の内容としてキケロー『義務論』（III.15.61）（III.17.70）さらには同『トピカ』（17.66）から「誠意に基づいて」という文言が確認され、誠意訴訟として、後見、組合、信託、委任、売買、賃貸借が挙げられている。[63] そして、「衡平と善に基づいて」が入る方式が述べられる。

以上がこの訴権の行使（intentio actionis）の説明である。

八　審判人および裁判の付与から判決の言渡まで（第二二章から第二九章）[64]

第二二章。次に審判手続の担い手である審判人について解説される。原告は請求とともに法務官に審判人を申立てた。広義の審判人（iudex）には、狭義の審判人（iudex）、裁定人（arbiter）、審理員（recuperatores）があった。審判人は比較的軽微で判断が比較的容易な事件を審理した。裁定人は誠意と専決と呼ばれる事件を審理した。[65]

審理員は、フェストゥスが報告するガッルス・アーエリウスが述べているように、もともとは国民間、国王間の合意をめぐる事件について判断していたが、その後私人間の事件についても判断するようになった。そして審理員が言及されている史料が挙げられている。リーウィウス（XXVI.48.8）（XLIII.2.3）のほか、自由人の顔を殴りつつ十二表法の規定する銅貨を自分の奴隷に投げさせたウェーラーティウスの有名なエピソードを伝えるゲッリウス（XX.1.13）が「法務官が不法損害の評価のために審理員を与える告示を発した」と述べている箇所などである。審理員は事実についての争いがあるときにのみ任命される。百人官（centumviri）についてはフェストゥスを通じて、三つのトリブスから三五人ずつ計一〇五人任命されたことが確認される。[66] 彼らは事実についてではなく衡平と法についてはっきりとしない争いについて裁判を行った。その管轄についてはキケロー『弁論家について』（I.38.173）が述べている。そこでは、使用取得（usucapio）、後見（tutela）、氏族関係（gentilitas）、宗族関係（agnatio）、漸次の寄洲作用の帰属（alluvio）、中洲の帰属（cirumluvio）、拘束行為、握取行為、壁・採光・雨水をめぐる紛争、遺言の無効・有効、その他多くの事件が百人官法廷で審理される事件として列挙されている。この法廷が相続事件の管轄を有していたことについては『カエキーナ弁護』（18.53）とクィンティリアーヌス『弁論家の教育』（IV.2.4）が、重大な事件の管轄を有していたことについてはキケロー『農地法』（2.40）とタキトゥス『弁論家についての対話』（38）が証左となる。忘恩自体に対する裁判がなされない理由を述べるセネカ『恩恵について』（III.7.5）の叙述は、当事者の意向を理解する英知が

あってはじめて判断できるようなことについては、財産評価額や相続財産額に応じて名簿に掲載された者から選ばれる未経験の審判人には判断が無理であるとしているが、これは審判人の選出のされ方を教えてくれている。百人官について、先に挙げたフェストゥスが三つのトリブスからの選出という説明をするのに対して、（カッシウス・）ディオー『ローマ史』（LIV.26）は十人官によって籤で選出されたと書いているとする。[67] 選出方法についてシゴニオは結論を出していない。

第二三章。当事者は訴権の性質に従って、（裁定人を含む）審判人または審理員をそして裁判を申立てる。これらを与えることは裁判権を有する政務官職の権利であった。原告は自身にとって有益であるような審判人を相手方に提案する。これが被告に是認されたときに審判人が合意される（convenire）と言われた。原告によるこの審判人提案そして合意については、キケロー『（喜劇俳優）クインティウス・ロスキウス弁護』（16. 46）『クルエンティウス弁護』（43. 120）[68] ウァレリウス・マキシムス『著名言行録』（II.8.2）がはっきりと述べている。合意されれば明後日にその審判人を与えるようにとの申立が法務官に対してなされた。この申立は審理員、百人官裁判についても同様になされるとする。[69]

第二四章。審判人、審理員、百人官が申立てられると、法務官がその裁量によって与えた。審理員の付与についてはプラウトゥス『バッキス姉妹』（2.3.270）が挙げられ、さらに審判人に任命されない者を列挙しているD. 5. 1. 12. 2が引用されている。以下、所有物の取戻訴権からはじめて、今日の教科書でも説明される数多くの方式書が典拠を示されずに列挙されている。そして審判人の裁判が方式書に従ってなされることが、裁定人の裁判との対比で強調される。典拠としては、先にも挙げられたセネカ『恩恵について』（III.7.5）が、忘恩自体は訴訟の対象にならないのはなぜかと問い、忘恩の審査が裁判に適さないことを説明している箇所で、「裁定人と異なり審判人の判断は方式書の制約のもとでなされるので、事件は審判人に委ねられる方が条件はよい」と述べていることを指摘する。

第二五章。法務官がこのように審判人と裁判（審判手続）を与えると次に呼び出される証人の数を定めた。これは通

例十人であった。シゴニオは、プロブスにある「余は証人として公に（publice）十人だけ呼び出す権能を与える」という告示を挙げている。

第二六章。原告に裁判（審判手続）を与える法務官に対し不服のある被告が、護民官に訴えてその裁判を拒絶するアペラーティオーについて簡潔に述べられる。この制度は今日の教科書では intercessio の一つと理解され、シゴニオが例としてあげているアスコーニウス『トーガの演説』(84) とキケロー『クィンクティウス弁護』(20.63-64) が典拠とされている。[70]

第二七章。裁判が与えられると、判決内容の履行を担保するという訴訟当事者自身（被告）による担保問答契約や、訴訟代理の場合には本人が判決を承認し本人としては別に訴えることはしないという（原告）訴訟代理人による担保問答契約がなされた。キケロー『アッティクス書簡集』(XVI.15.3) と『クィンクティウス弁護』(8.30)[71] が引かれる。その後、D. 4. 8. 1 の仲裁契約の制度が取り上げられ、D. 17. 2. 27 から、裁定者にはその裁定に当事者が完全に従わなければならないものと、その裁定が善良な者の裁定といえるものでなければならないものとがあるとされる。これらのことがすべてなされて争点決定がなされた（litem contestabantur）。

争点決定について、シゴニオにあっては叙述のこの段階ではじめて述べられ争点決定とは何かという問題に深く立ち入ることはなされない。なるほどローマの民事訴訟手続の様々な局面で当事者のイニシアティヴが強く出てくる史料が随所に紹介されていることは事実である。しかし法務官が定めたプログラムに従って審判手続に進むことは、訴訟当事者が仲裁契約的に応諾する制度として捉えられるのか、より公権的な意味合いの強い訴訟制度の一環で位置づけうるものなのか、議論がなされているわけではない。このような問題設定自体時代に制約されたものかもしれない。

両当事者は審判人が与えられた明後日に出頭することを互いに通告した（uterque litigator sibi denunciabat in perendinum diem）。この通告はコンディクティオーとも言われた。フェストゥス、アスコーニウス、プロブスなどが挙げ

られている。第二一章でのコンディクティオーとの関連は述べられていない。そしてシゴニオは、「国家体制を定めたときにより周到に万事を定めたユーリウス法によってアウグストゥス帝が廃止するまでは、一般的な形式の民事裁判が法律に基づいてであれ遺風に基づいてであれ維持されていたと理解しなければならない」と書いている。ここで彼の作品の主眼が共和政期の法にあったことがはっきりする。そして元首政期の記述として、ゲッリウス（XIV.1.1）が「訴訟の期日の決定やその他の訴訟手続はユーリウス法と学者の注解から注意を受けた」と書いていることを紹介する。[72]

第二八章。争点決定の明後日に裁判がなされた。審判人は法律に基づいて裁判を行うことをその良心にかけて宣誓する（ex animi sui sententia iurare）。[73] そしてローマで裁判が行われたコミティウムの様子が述べられていく。そこにリボーのプテアルと言われた祭壇があった。証左としては、文献資料（キケロー『卜占について』（I.17.33））だけでなく、古い銀貨も利用される。ホラーティウス『書簡詩』（I.19.9）には「自ら翌日プテアルに出頭した」とあり、[74] キケロー『フラックス弁護』（36.90）には祭壇をつかんで宣誓したことが述べられている。病気などの正当事由なく一方当事者が出頭しなかったときの手続はD. 5. 1. 68から72にある。両当事者が出頭したとき審判人は両者に濫訴の宣誓を命じた。シゴニオは、キケロー『（喜劇俳優）クイントゥス・ロスキウス弁護』（1.4）から原告は衡平と善に基づいて訴訟物を評価すると宣誓したと法学者たちが解釈しているとする。次にゲッリウス（XII.13.2）から、審判人は法学者に助言を求めることを常としたとされる。シゴニオは、クィンクティウスの事件において審判人から呼ばれた三人の法学者の名前を挙げている。（偽）アスコーニウスによれば事件の概要の陳述がconiectioと呼ばれた。[75] こうして証人、文書、論拠から事件が確認されていくのであり、弁論家の著作では事件を整理し争点を絞りあらゆる証明をする技術が述べられたのである。ギリシアの修辞学者もローマの修辞学者もこのことに多くの研究と作品を残した。

これらの説明はほとんど審理員と百人官による裁判についても言える。審理員の裁判の例はキケローのカエキーナ弾劾のケースがあるが、百人官について（具体的な事件例の）伝承はない。法務官は複雑な法的論争を含んでいるものを

百人官に委ねた。百人官の審理は、今日（シゴニオの時代）イタリアでロータと呼ばれている裁判所がそうであるように、取り囲むように円形でなされていた。百人官の裁判の前になされた十人官の裁判は先決と呼ばれた。スエートーニウス「アウグストゥス」(36) から、百人官法廷は従来財務官経験者が招集していたが十人官が招集するようになったことがわかる。またスエートーニウス「ドミティアーヌス」(8) は、ドミティアーヌス帝が自由身分をめぐる訴訟で百人官法廷の判決を破棄し、自由身分を安易に認めないように審理員に忠告したことを述べている。百人官裁判が四つの小法廷に分けられていたことは小プリーニウス『書簡集』(6.22) (4.15) から知られるが、それ以前にクィンティリアーヌス『弁論家の教育』(XII.5.6) も「とにかく彼〔トラカールス〕がバシリカ会堂の第一法廷で弁論を行い、習わしがそうであるように四つの裁判が平行して行われている時でも彼の声が聞取れ…」と書いている。十人官と百人官によって審理されたケースには自由身分に関するものと胎児の父子関係決定に関するものとがあった。これらは先決訴訟と呼ばれていた。自由身分についてはキケロー『カエキーナ弁護』(33.97) から十人官と百人官によって審理されていたことがわかる。この身分の先決の説明としては Inst. 4. 6. 13 や D. 2. 4. 8. 1 も挙げられている。D. 40. 12. 27. 1 は、ある者の奴隷身分を請求する者が出頭しなかったからといってその敗訴は問題の者の自由身分を確定するものではないとする。最後にキケロー『ムーレーナ弁護』(4.9) を引用しつつ、審判人としての義務に反することなく友人としてどの程度のことを行うのが許されるのかについてキケロー『義務論』(III.10.43) の所見が紹介される。

第二九章。こうして審判手続が終わり判決の言渡がなされる。これは十二表法 (I.8, 9) に規定がある。[76] 審判人が事件について十分な心証を得ていないとき、その旨が述べられ次の期日が設定された。ゲッリウス (XIV.2.25) やキケロー『カエキーナ弁護』(33.97) にその言及がある。判決の仕方として、自由身分や胎児の父子関係に関わるときについては D. 40. 12. 27. 1 が挙げられている。Inst. 4. 4pr. にあるように、法務官または審判人より不正な裁判を受けたときはインユーリアを受けたと言われる。その他のケースでの有責判決は、「余は有責判決を下す」「その者はなさなけ

ればならない」「支払え」「返還せよ」といったものになる。以下判決の例や審判人はその権能の範囲内の判決しか下すことができないことなどが非法律文献から示される。判決が既判となる前であれば、被告が原告に弁済するかまたは審判人の職権に基づき免訴の合意がなされれば有責判決は与えられない。もっとも回復ではなく罰の請求の場合は物が返還されても免訴されない。専決訴訟の場合は、現物返還の裁定に従わないとき原告に訴訟物の評価額を宣誓させその額の有責判決となる。(77)

九　おわりに

以上、『ローマ法大全』や古代の他の著作の断片を手がかりにローマ共和政期民事裁判について簡潔に叙述するシゴニオの作品を通じて、一六世紀段階での認識なり知見の一端を紹介した。法律訴訟（legis actio）という名称の由来を十二表法に求めつつ法務官告示をもlegesと捉えて法律訴訟を広く理解し、献辞の要約で述べたようには、法律訴訟と方式書訴訟という区別をはっきりと認識していないことが、今日から見ると、叙述の枠組みという点で最も大きな違いと言えよう。

シゴニオの叙述は、式語や方式の意味を自身の訴訟観から分析したり、裁判制度の発生過程についての自身の仮説からローマの裁判や法務官、審判人の位置づけを試みることなく、利用可能であった史料を駆使し、重要な式語や方式を本文で丁寧に再現しながら共和政末期のローマ民事裁判を整理するものである。これは、例えば一九世紀の時代思潮に直結したイェーリングなどのローマ民事裁判に対する解釈を批判的に検討し、式語や方式を今一度丁寧に解釈し直す今日のローマ法学にとっても興味深く、人文主義法学時代の叙述を振り返ることは、この意味でもその時代の研究そのものをこえた意義があると思われる。

(1) もっとも国制に直接関わるlex regiaをめぐる解釈などに限らず、私法公法の明確な分離を想定しない社会では、ローマ私法から抽出された理論が同時に公法・政治理論へも直接的な論拠を与えてきたことは言うまでもない。

(2) 勅法彙纂の最後の三巻については人文主義法学時代に研究が本格的になされるが、それ以前にはナポリ大学の法学者によって注解がなされていた。M. Caravale, *Ordinamenti giuridici dell'Europa medievale*, Bologna 1994, pp.509-510.

(3) シゴニオについての包括的な研究としてW. MacCuaig, *Carlo Sigonio: The Changing World of the late Renaissance*, Princeton 1989（以下MacCuaig）がある。他にJ. P. Krebs, *Carl Sigonius : Einer der grössten Humanisten des sechszehnten Jahrhunderts*, Frankfurt am Main 1840（以下Krebs）を挙げておく。彼の作品の現代語訳としては、詩学に関するものCarlo Sigonio, *Del Dialogo*, (a cura di Franco Pignatti), Roma 1993がある。『裁判について』（*de Iudicis*）は、民事裁判（iudicia privata）、刑事裁判（iudicia publica）、民会（国民）裁判（iudicia populi）についての三巻からなり、その初版はローマ史の主著*De antiquo iure civium Romanorum libri II*の第三版、*De antiquo iure Italiae libri III*の第三版および*De antiquo iure provinciarum libri III*の第二版とともに*De antiquo iure populi Romani*として一五七四年にボローニャで出版された。MacCuaig, p.75, p.349. Krebs, Verzeichniss, p.11. 本稿で利用したのはCarolus Sigonius, *De iudicis libri III*（以下Sigonius, *De iudicis*), in : *De antiquo iure civium Romanorum, Italiae, provinciarum, ac Romanae iurisprudentiae iudicis, libri XI*, Francofurti 1593, pp.353-396.

(4) 西村重雄「ウラサクのlitis contestatio論（一）」『民商法雑誌』六六巻三号、M. Kaser/K. Hackl, *Das römische Zivilprozessrecht*, 2. Aufl., München 1996（以下Kaser/Hackl), p.13参照。ガーイウス発見以前の作品で今日の民事訴訟法叙述にも有益なものとしてはジャック・ゴドフロワ注記付『テオドシウス法典』が挙げられている。

(5) Kaser/Hackl, pp.12-14. 人文主義法学者による古法復元の試みとしては、早い段階でのローマ法史として有名な作品であるデュ・リヴァイユ『市民法史』（Aymarus Rivallius, *Iuris civilis historia*）のほか、筆者にとってシゴニオ理解に有益であったのは、いずれも今日の編別とは違うが、十二表法の条文をその復元の参照文献箇所と並べた簡潔なル・カロン『十二表法復元』（Ludovicus Charonda, *Leges XII. Tabularum restitutae*）、詳細なボドゥアン『十二表法注解』（Franciscus Balduinus, *Commentarius de legibus XII. Tabularum*）、アルファベット順のローマ諸法律の優れたリストであるツァジウス『要約および解釈付き古法律の目録』（J. Ulricus Zasius, *Catalogus legum antiquarum*）、ローマの様々な方式や儀式を整理したブリソンの大著『ローマ人の方式と式語について』（Barnaba Brissonius, *De formuli et solemnibus populi Romani verbis*）、詳細な注記からなる優れた編別のドゥニ・ゴドフロワ『十二表法断片』（*Duodecim tabularum fragmenta*）である。我国では、末松謙澄訳並註解『ウルピアヌス羅馬法範参版　羅馬法総評十二表法其他附録』（帝国学士院、大正一三年）一九一―一九二頁が近世における十二表法

復元作業についてすでに簡潔に解説されてる。十二表法に関する現代の議論、条文復元に役立つ典拠などついては、ローマの諸法律についての包括的な研究 *Roman Statutes*, 2 vols., (ed.) M. H. Crawford（以下 Crawford), London 1996, p.555 以下を見よ。各版の編序の違いは p.576 を見よ。

(6) キケローの法廷弁論は言うまでもない。ちなみに、すでにインクナブラ段階での全出版におけるキケローの著作の割合は驚くべきである。*Juristische Buchproduktion im Mittelalter*, (ed.) V. Colli, Frankfurt am Main 2002, p.652. シゴニオが利用する非法律文献は、キケローの著作の他、ゲッリウス『アッティカの夜』、プラウトゥスの喜劇などである。非法律文献の取扱いについては F. Wieacker, *Römische Rechtsgeschichte*, I, München 1988, pp.84-87 参照。本稿では、ウァッロ『ラテン語について』、ガーイウス『法学提要』、ゲッリウス『アッティカの夜』、スエートーニウス『ローマ皇帝伝』、フェストゥス『語義について』、リーウィウス『ローマ史』は著者名のみで書名は省略する。

(7) 正規の法学教育を受けたことはない。受けた大学教育はボローニャでの文献学、医学、人文学（ラテン文献と古代史）、パヴィアでの人文学であり、ほどこした教育はギリシア語、人文学である。もっともフランチェスコ・ロボルテッロとの論争でパドヴァの法学生（Università dei Legisti）の支持を得たこと（MacCuaig, pp.44-45）や主要な著作からわかるように法学との関わりは深い。一六世紀人文主義時代における彼の簡潔な位置づけについては MacCuaig, preface を、生涯については pp.3-95 を参照。彼のリーウィウス校訂（一五五五年初版）は非常に重要なものであるとされる。MacCuaig, p.24-26.

(8) 人文主義者に通例のことであるが、シゴニオの叙述でも古代のテクストについて参照刊本や引用箇所の詳しい指示はなされていない。人文主義者の引用箇所の検索や異同の確認には http://thelatinlibrary.com や http://www.forumromanum.org/literature/index.html が役立つ。非掲載作品については、Loeb など翻訳付の近代校訂版を利用し、いくつかの邦訳も参照したが、若干の例外を除き特に指示しない。各文献引用箇所の指示の仕方は、利用した文献によっても異なるので、現在の校訂版に通例の章・節などを比較的詳しく示した。キケローについては H. Merguet, *Lexikon zu den Reden des Cicero mit Angabe sämtlicher Stellen*, 1-4. Bd., Jena 1873, Hildesheim 1962 もある。上記サイトにより箇所検索だけならキケローの多くの作品には不要となった。近代の教科書で非法律文献の箇所を丁寧に指摘しながらローマの民事訴訟を簡明に説明するものとしては H. J. Roby, *Roman Private Law in the Times of Cicero and of the Antonies*, Vol. II, Cambridge 1902, Aalen 1975（以下 Roby), pp.311-450 がある。すでに一世紀以上前の作品で後の研究によって否定される内容もあろうが、シゴニオの理解には有益であった。

(9) わかりやすい例を挙げると、dare iudicem, addicere iudicem という表現に直面したとき、審判人を「与える」「付与する」とはどういうことか、「任命する」だとしても、それは当事者が合意した者を承認するという含意があるのか、一方的に押しつけるという意味合いがあるのかを明らかにし、ローマの裁判観を理解するということである。Crawford, p.xxiii を見よ。こうした

事情を邦訳語に反映させることは困難な作業である。シゴニオの第二三、二四章を紹介する本稿の部分も参照。

(10) Sigonius, *De iudiciis*, pp.353-356.

(11) *De antiquo iure civium Romanorum* と legal なタイトルであるが、実際には今日なら social history とでも表現されるものである。MacCuaig, p.124. 例えば lex agraria と身分闘争について MacCuaig, pp.153-164 の解説を見よ。

(12) 注3の一五七四年出版の作品は、全体としてはジョヴァンニ・ボンコンパーニョに、『裁判について』についてはマイオーリ司教ジョヴァンニ・バッティスタ・カンペッジ（枢機卿ロレンツォ・カンペッジの息子）に捧げられている。MacCuaig, p.75, Krebs, Verzeichnis, p.11.

(13) 以下ではユースは基本的に法、法＝権利、法＝裁判と訳している。

(14) 序文の以下の部分を本文のように理解した。《Quod si ullis aliquando tenebris haec obducta quaestio fuit, ab eo praecipue tempore fuit, quo antiquae iudiciorum formulae a Iustiniano Imperatore abrogatae deponi coeperunt, atque ipsa prisco more, atque instituto celebrari iudicia desierunt. Etenim dimissa veterum iudiciorum tractatione simul et praeclara illa, quae in librorum commentariis, et legum tabulis versabatur, disciplina collapsa est. quae si hoc tempore teneretur, maximum sine dubio momentum ad eas, quas adhuc habemus, legum, et caussarum reliquias percipiendas, ac cognoscendas afferret.》

(15) Sigonius, *De iudiciis*, pp.356-361.

(16) 《omnia iudicia aut distrahendarum controversiarum, aut puniendorum maleficiorum caussa reperta sunt.》

(17) 今日ではガーイウス（II. 225）より「遺贈を受けること」を禁じると説明されている。M. Kaser, *Das römische Privatrecht*, I, München 1971（以下 Kaser, I), p.756. シゴニオはこの禁止の文言のあとに「許されていた以上に受取ったものは4倍額を返す」と文言を加えている。

(18) この法律の内容にはキケロー『ウェッレース弾劾』（II. 1. 43. 110）が挙げられる。『キケロー選集4』（岩波書店）の邦訳（一五六頁）は、相続人と遺贈との関係が意味不明。人文主義法学者の復元作業としては Franciscus Balduinus, *De lege Voconia*, in: *Iurisprudentia Romana et Attica*, I, (ed.) J. G. Heineccius, Lugduni Batavorum 1738, coll. 177-184 が詳しい。

(19) 今日ではガーイウス（II. 45, 49-51）が用いられる。Kaser, I. p.419. 援用はないがシゴニオは法文をゲッリウス（XVII. 7. 1）と D. 41. 3. 4. 6 から復元できたと思われる。Crawford, pp.745-746.

(20) Kaser, I, p.357.

(21) D. 9. 2. 2pr., D. 9. 2. 27. 5, D. 9. 2. 29. 8 から知ることができる。Crawford, pp.723-726.

(22) 今日でももっぱら D. 35. 2. 1pr. に依拠している。Crawford, pp.779-780.

(23) ちなみに注5に挙げたツァジウスはLex Iulia de iudiciis, et reliquae leges iudiciales について比較的詳しい解説をほどこしている。そこでは、国王が裁判官であった時代からの歴史が述べられているが、この法律については末尾で「法学者の著作から把握されるこれらすべてのことはトリボーニアーヌスの作業で廃止された」とする。J. U. Zasius, *Catalogus legum antiquarum*, in: *Tractatus universi iuris*, I, Venetiis 1584, fol.259r.

(24) A. H. J. Greenidge, *The Legal Procedure of Cicero's Time*, London 1901, New Jersey 1999,（以下 Greenidge）p.87.

(25) Sigonius, *De iudiciis*, pp.361-365.

(26) Ius dicere 概念については、西村重雄「ローマにおける centumviri について―ローマ初期民事裁判官のあり方をめぐって―」世良晃志郎還暦記念『法と権力の史的考察（上）』（創文社、一九七七年）（以下、西村「centumviri」）七頁注4参照。

(27) 槍が裁判権の象徴であったことにはセネカ『人生の短さについて』(12.1) が挙げられ、審問権（quaestio）の象徴が剣（gladius）であったことにはキプリアヌス『書簡集』が挙げられている。

(28) 今日と同じくケンソリウス（Censorius, *De die natali*, 24.3）が挙げられる。Crawford, pp.731-742.

(29) シゴニオは、法務官がコミティウムで判決額を宣告したことについては、十二表法をめぐる法学者セクストゥス・カエキリウスと哲学者ファウォリヌスの論争を述べるゲッリウス（XX.1.47）に、象牙椅子については、しばしば法務官裁判にも通ったティベリウス帝が、法務官の邪魔にならないように片隅に座ったと述べるタキトゥス『年代記』(1. 75)、ウァッロ『ローマ国民の生活について』などに依拠している。

(30) 『ウェッレース弾劾』(II. 1. 119) やカエサル『内乱記』(3. 20) がシゴニオの挙げる証左である。Kaser/Hackl, p.173.

(31) 今日でも（百人官に比べて）伝わることが少ないとされているものである。Kaser/Hackl, p.55. 西村「centumviri」七頁注3参照。

(32) 学説彙纂のポンポニウスの有名な法文 D. 1. 2. 2. 6, 7 の他にキケロー『アッティクス書簡集』(6.1.8) なども挙げられている。Greenidge, p.27.

(33) Greenidge, p.163-164.

(34) Sigonius, *De iudiciis*, pp.365-371.

(35) この法文の文言 legis actio に対する標準註釈でも、家父権免除や奴隷解放は非訟事件（iurisdictio voluntaria）であると述べられている。後の本文参照。

(36) ガーイウス (I.132) の参照できない時代の説明であるが、シゴニウスは手続の最後の段階を購入した奴隷の解放のごとくの家父権免除と捉えていた。«naturalis vero filium, quem quasi servum coëmerat, manumittebat.» 十二表法の規定 si pater

filium ter venum duit, filius a patre liber esto は、『ウルピアーヌス法範』(10.1) から知られるようになった。この条文は注5に挙げたル・カロンには見あたらないが、ボドゥアン (Caput XXXVII) には挙げられている。人文主義時代の解釈については *Tituli ex corpore Ulpiani XXIX*, in: *Jurisprudentia vetus ante-Justinianea*, (ed.) A. Schultingius, Lipsiae 1737, p.592 を、今日の議論については Crawford, pp.631-632 を参照。

(37) Wieacker, pp.333-336.

(38) そしてウァレリウス・マクシムス『著名言行録』(7. 7. 5) の「法務官は…遺産占有を与え、相続人が法律訴訟を行うことを甘受しなかった」(今日の校訂版とは異同あり) という文言を挙げている。但し Kaser/Hackl, pp.71-72 参照。

(39) 法務官を主語として「特示命令を発すること」だけでなく、原告を主語として「特示命令を申立てること」も interdicere と表現される。

(40) 次に仮装的暴力や双面訴訟の説明がある。人文主義法学者による特示命令の説明として例えば注5で挙げたブリソン第三巻は XII. Interdictorum species, ac primum prohibitoriorum formulae, XIII. Interdictum restitutoriorum formulae XIV. Exhibitoriorum Interdictorum formulae, XV. Edictorum et Interdictorum verba solemnia: Interdicam, Iubero, Cogam, Animadvertam という章立てで整理している。Barnaba Brissonius, *De formuli et solemnibus populi Romani verbis*, Halae et Lipsiae 1731, pp. 263-266.

(41) Sigonius, *De iudicis*, pp.371-374.

(42) Kaser/Hackl, p.65. この antestari という表現について今日では十二表法ではなくプラウトゥスが挙げられている。シゴニオは十二表法の規定を Si in ius vocet, atque eat. Ni statim eat, encapito antestari. Si caluitur, pedemve struit, manum endo iacito と想定していた。

(43) 注5に挙げたル・カロンやドゥニ・ゴドフロワもそうであるが、当時条文と考えられていたのは Si in ius vocet, atque eat であり、シゴニオは atque とは「直ちに」の意味であることをゲッリウス (X. 29.2) を通じて指摘している。法文自体について佐藤篤士『改訂 LEX XII TABULARUM 十二表法原文・邦訳および解説』(早稲田大学比較法研究書、一九九三年) 一八—二一頁 (以下、佐藤『十二表法』) と Crawford, p.584 を参照。ともにゲッリウス (XX. 1. 25) を挙げている。F. Balduinus, *Commentarius de legibus XII. tabularum*, in: *Jurisprudentia Romana et Attica*, I, (ed.) J. G. Heineccius, Lugduni Batavorum 1738, (Cap. XLI) coll. 154-155.

(44) シゴニオが挙げるテクストは、今日の校訂版の文章に比べかなり省略されている。

(45) 『キケロー選集16』(岩波書店) の邦訳 (四三五頁) は「誓約書の書式を作る人」と一般的に捉えている。

(46) ついで「期日を延期する」(vadimonium differe) という表現が、キケロー『アッティクス書簡集』(27 (2.7). 2)『クィンクティウス弁護』(14. 46) などから示されている。

(47) この例として、Greenidge, p.142 はキケロー『クィンクティウス弁護』(19. 61) を挙げる。Kaser/Hackl, pp.68-69, p.226, 230 は、この用例が非法律文献ならびに Herculaneum および Puteoli の Täfelchen に見られるとする。

(48) Sigonius, *De iudicis*, p.374-384.

(49) Greenidge, p.257-258.

(50) «responsio actoris ipsam complexa est intentionem actionis. Singulae autem actionum intentiones propriis formulis inclusae fuerunt.»

(51) 神聖賭金訴訟において一方当事者に暫定的に占有させる、自由・奴隷身分をめぐる訴訟なら暫定的な身分が想定される、その仮占有が vindiciae と言われた。Kaser/Hackl, pp.99-100. この単語の意味はアックルシウスが誤解していたが (e.g. glossa *vindiciae*, ad D. 1. 2. 2. 24 «id est sententias, vel sententiam, sic dictam a Vindicio Vitelliorum servo. Vel sunt verba solemnia pro libertate danda.»)、人文主義法学時代に解明された。例えば Guielmus Budaeus, *Annotationes in pandectas*, ad D. 1. 2. 2. 24 や Johannes Calvinus, *Magnum lexicon juridicum*, v. *vindiciae* を見よ。

(52) シゴニオが「ユ帝が述べている」として紹介する文言は Inst. 4. 15. 4 の法文に近い。ほかに D. 5. 1. 62 が参考になる。

(53) Wieacker, pp.248-249. 注58も見よ。

(54) *Fontes iuris Romani antiqui : Scriptores*, (ed.) G. G. Bruns, (7th ed., O. Grandenwitz), Tubingae 1909, (以下 Bruns) p.46.

(55) Moribus deduceretur (7.20), moribus deductio fieret (10.27), deductio moribus fieret (10.32). Greenidge, pp.186-187, pp.560-561. シゴニオは続けて、本来的には暴力によるではない第三の方法として市民法によってなされる使用取得の中断 (D.41. 2. 52. 2) を挙げる。この仮装の暴力は小枝を折るという行為で相手方の占有を中断した。彼は、この行為についてはキケロー『弁論家について』(III.28.110) の比喩的な用い方を援用し、さらにこの仮装の暴力を、土地から土塊を持運び法律に基づいて法廷でなされるものと、土地自体で遺風に基づいてなされるものとに区別している。«ac vis quidem una fit ex lege allatis vindiciis ex fundo in ius, altera fit moribus in ipso fundo.»

(56) ここで直ちにシゴニオは被告に何かを譲渡した追奪担保責任者 (auctor) に対する申立の式語 Quando te in iure conspicio, postulo an ne sies auctor ?（今日とは異なる文言を想定している）を挙げ、この担保責任者に対して神聖賭金を要求している。Kaser/Hackl, pp.98-99, n.60.

(57) «*Et ego eundem hominem meum esse aio ex iure Quiritium sed non me tu dicis, qua caussa vindicaveris ?* Tum petitor

caussam exponebat.» 今日では、神聖賭金訴訟におけるこの qua caussa について、その答えが ius feci sicut vindictam imposui であることから、原因を問うているのではなく、奴隷に手をおいたことが iure であるか iniuria であるかを答えさせる問いであるとの理解もある。J. G. Wolf, Zur legis actio sacramento in rem, in: *Römisches Recht in der europäischen Tradition: Symposion aus Anlaß des 75. Geburtstages von F. Wieacker*, (edd.) O. Behrends et al., Ebelsbach 1985（以下 Wolf), pp.21-24.

(58) «Multis praeessem, qui aut interdicto tecum contenderent, aut te ex iure manum consertum vocarent, quod in alienas possessiones tam temere irruisses. Agerent enim lege tecum [primum] Pithagorei omnes [atque Democritii ceterique in iure sua physici] vindicarentque.»（[　] はシゴニオでは欠落）

第一文の interdicto tecum contendere および aut で結ばれた te ex iure manum consertum vocare ならびに第二文の agere lege tecum ... vindicareque という表現の意味を把握する必要がある。第一文の最初の表現は、単純に占有訴訟のことであると、または本権訴訟での証明において有利な立場をえるための特示命令による暫定的な占有確定を求める手続のことであると理解できる。第二文は所有物取戻訴権による本権訴訟と理解できるであろう。

第一文の後の表現 te ex iure manum consertum vocare は、シゴニオが先に挙げていたゲッリウス（XX.10）が皮肉を交えたエピソードから始める解説に対応している。ゲッリウスは十二表法の表現を Si in iure manum consertum であったとし〔Crawford, p.601 は si in iure manu consertum とし If they engage by hand at a pre-trial と英訳する〕、その後イタリア領土拡大により裁判の仕事の負担も増え（係争物が土地の場合）法務官が vindiciae を宣言するために現地へ赴くことが困難となったため、十二表法の規定に従った法廷で法務官の面前で（in iure apud praetorem）手をおく儀式ではなく、ex iure manum consertum vocarent であったとしている（Sed postquam praetores, propagatis Italiae finibus, satis iurisdictionis negotiis occupati, proficisci vindicarum dicendarum causa ad longiquae res gravabantur, institutum est contra Duodecim Tabulas tacito consensu, ut litigantes non in iure apud praetorem manum consererent, sed ex iure manum consertum vocarent.）。そしてこの表現の説明として、問題の物に手をおくために一方が相手方を法廷から（ex iure）召喚し、そして両者は係争地に一緒に赴き、そこから土塊をローマの法廷に法務官の面前に運び、その土塊を土地全体として vindicare を行なったのである（id est alter alterum ex iure ad conserendam manum in rem de qua ageretur vocaret atque profecti simil in agrum de quo litigabatur, terrae aliquid ex eo, uti unam glebam, in ius in urbem ad praetorem deferrent et in ea gleba, tamquam in toto agro, vindicarent.）とする。

Te ex iure manum consertum vocarent の ex iure について、同所の J. C. Rolfe による Loeb 版英訳、L. Rusca による Classici della BUR 版伊訳、さらには同じ式語を挙げている別の箇所の邦訳『キケロー選集2』（岩波書店）（ムーレーナ弁護 12.26）二〇頁は「法（律）に従って」と理解しているが、ゲッリウスの内容から von Gerichtsstätte weg (Kaser/Hackl, S.101-102) と解す

るのがよかろう。ゲッリウスの箇所が vindiciae の宣言と表現していること、キケローの理由の部分が possessiones への侵入であること、シゴニオも先に暫定的な占有確定の手続でゲッリウスのこの箇所を援用していたことから、この『弁論家について』の te ex iure manum consertum も暫定的な占有確定の手続の枠組みで理解できるかも知れない。もっとも本権訴訟の説明に移ったところでシゴニオが引用していること、conserere manum［manu］の今日の理解などから、神聖賭金の本権訴訟段階と解するのがいいかも知れない。『キケロー選集7』（岩波書店）二四頁は「君に対して法廷外占有権争いを起こす」と邦訳され、次頁注（7）に「法務官禁令が実効を伴わなかった場合、法律訴訟（legis actio）に持ち込まれた。元来、原告が被告を係争物の在所へ呼び出し、法務官立ち会いのもとに、係争物を争った行為（返還請求 vindicatio）を言う」と説明されているが、理解が困難である。

M. Tullus Cicero, *De Oratore libri tres*, (with Introduction and Notes by) Augustus S. Wilkins, Oxford 1892, Hildesheim 1965, p.103-104 の aut interdicto, etc. および te ex iure manum consertum vocarent の脚注、Loeb 版 Appendix, p.480 も参考になる。前者は Roby の説明を要約し神聖賭金訴訟が述べられているのは agerent enim tecum lege, etc. の部分であるとし、後者は Consertio manus を real action であるとしている。また前者は te ex iure manum consertum vocarent を would call you out of court to engage in a struggle と訳した後、ゲッリウス（XX.10）を援用している。Ex iure を out of court, from court と理解しての説明は Roby, p.340-341, n.2 も見よ。

Manum consertum について、訳出にあたって直接に struggle と結びつけないで、上述のゲッリウス ad conserendam manum in rem de qua ageretur から単純に係争物に「手をおく」と訳した。Wolf, pp.6-9.

(59) 今日でも『ウェッレース弾劾』の同じ箇所が引かれている。Greenidge, p.190-193, Kaser/Hackl, p.100, n.70 は 114 として述べている。キケローは、ウェッレースが無遺言の相続財産の帰属をめぐる踏襲的告示を無視した新規な告示を発したことを非難して、「ある者が、その時にはなかった遺言に基づいて自らは相続人であると考えるなら、法律訴訟で相続財産を訴えるか、または、訴訟物の暫定的な占有の担保人として保証を受け、（神聖賭金の）誓約をなし、そうしてこのようにして相続財産について争うことになっていた」《si quis testamento se heredem esse arbitraretur quod tum non exstaret, lege ageret in hereditatem: aut, pro praede litis vindicarum cum satis accepisset, sponsionem faceret et ita de hereditate certaret》。シゴニオはアスコーニウスの解説を続けているが近代の校訂版には『ウェッレース弾劾』に対する解説はなく今日では偽アスコーニウスとされている。Asconius Pedianus, Quintus, *Commentaries on five Speeches of Cicero*, (ed. with a tran.) Simon Squires, Bristol 1990（以下 Asconius (Squires)), Q. Asconius Pedianus, *Orationum Ciceronis quinque enarratio*, (rec.) A. C. Clark, Oxonii 1907（以下 Asconius (Clark)).

(60) Bruns, p.34.

(61) この法律についてはCrawford, p.733を見よ。
(62) ここでテレンティウスの喜劇『兄弟』(2.1) のやりとりも引用されている。
(63) その他の区別として、確定金額についてはiudicium、不確定金銭についてはarbitriumと言われることがキケロー『(喜劇俳優) クイントゥス・ロスキウス弁護』(3.9) から示される。
(64) Sigonius, *De iudicis*, pp.384-394.
(65) 西村重雄「ローマ初期の民事裁判（一）」『東北大学教養部紀要』二三巻（以下、ローマ初期）二六頁以下。
(66) 百人官については西村重雄「centumviri」参照。
(67) Kaser/Hackl, p.53, n.11.
(68) Greenidge, p.265. Kaser/Hackl, p.48.
(69) 西村「ローマ初期」二六頁と比較せよ。
(70) Kaser/Hackl, pp.173-174. Asconius (Squires), p.130, Asconius (Clark), p.84.
(71) Greenidge, p.254.
(72) ユーリウス法の内容としてはD. 4. 8. 9. 2とカッリストラトゥスが挙げられている。
(73) この表現についてはキケロー『ルクッルス弾劾』が挙げられているが、他に『義務論』(III. 108) などもある。
(74) 鈴木一郎訳『ホラティウス全集』(玉川大学出版部、二〇〇一年) 二二三頁注(19)、七〇五頁注(9)。
(75) 佐藤『十二表法』三〇—三五頁ではガーイウス (IV.15) が参考にされている。第一表の六から九の復元に利用される文献についてはCrawford, pp.592-596に詳しい。Coniectioについては特にp.596を見よ。
(76) シゴニオの挙げている文言および区切りはPost meridiem praesenti litem addicto, si ambo praesentes. Sol ocassus suprema tempestas estoである。Crawford, p.594は8. post mediriem praesenti litem addicito. 9. si ambo praesentes, sol suprema tempestas estoと区切っている。
(77) 第三〇章から第三三章 (Sigonius, *De iudicis*, pp.394-396) が続いている。第三〇章。こうして通常の裁判（審判手続）の後に、被告の裁判、原告の裁判、審判人の裁判なされた。被告の裁判とは、被告に有利な「原状回復」(restitutio in integrum) と被告に不利な「身柄の拘束」(addictio) であり、原告の裁判とは、原告に対する「濫訴の訴え」(caluminiae) であり、最後は審判人に対する「不正な裁判の訴え」である。「原状回復」とは、強迫、悪意、身分の変更（取違）、錯誤、年齢を理由とするものである。出訴期限の経過もここに挙げられている。第三一章。有責判決を受けた者が、判決を受けた三〇日後にも判決の内容を実現しないとき、誓約者を与えない限り法務官によって身柄の拘束を受け、債権者によって牢獄に引連れられ、金銭または労務による

弁済がなされた。キケロー『フラックス弁護』(20.48)、十二表法第三表の復元が試みられているゲッリウス（XX.1.42-52）の長い記述、リーウィウス（VI.36）などが挙げられている。第三二章。濫訴の裁判にはD. 3. 6. 1pr.およびゲッリウス（XIV.2.7-8）「彼〔被告〕はその弁護人たちをともなって強く主張した。金銭が与えられたことが、余〔審判人〕の面前で、通例の方法で、つまり支出の記帳、自筆証書の提示、遺言の署名捺印、証人の関与によって、証明されなければならず、これらすべてから何も証明されなかったときは、確かに直ちに免除され、相手方は濫訴の有責判決を受けることを要すると」が挙げられる。第三三章。審判人の不正な裁判について。審判人が判決のために金銭を受け取った場合については、十二表法に規定があったとして、今日でもゲッリウス（XX.1.7）が挙げられる（Crawford, p.701）。さらに「訴訟を自己のものにする」審判人について述べたD. 5. 1. 15. 1を挙げ、審判人が期日に来廷しないときもこれにあてはまるとする。十二表法は廃止され、この犯罪については不当利得返還請求法（lex [Iulia] repetundarum）によって訴追された。

（本稿作成にあたって二〇〇三年度南山大学パッヘ研究奨励金Ｉ―Ａの助成を受けた。）